

次期計画構成（案）

■配偶者暴力対策

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 5 関係機関・団体等の連携の推進 |
| 2 多様な相談体制の整備 | 6 人材育成の推進 |
| 3 安全な保護の体制の整備 | 7 調査研究の推進 |
| 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 | |

■男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 性暴力被害者に対する支援 | 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止 |
| 2 ストーカー被害者に対する支援 | 4 性・暴力表現等への対応 |



「男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策」に関する事項は
女性活躍推進計画における社会基盤整備の一環として記載を検討

1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

現行計画における取組

- ・ 都有施設等のパープルライトアップ
- ・ DV防止講演会
- ・ 各種パンフレット等による啓発
- ・ 医療関係者のための被害者対応マニュアル作成 等

これまでの主な意見

- ✓ 普及啓発パンフレット・カードについて、住民が手に取りやすい場所（駅、商業施設など）での配布が有効であるため、**周知場所・方法の最適化について検討する必要**
- ✓ DV被害者が自己否定的な認識を持たないよう、また、一般の方が被害者の精神疾患等について正しく理解していくために、**教育的な視点も含めた啓発が必要**
- ✓ 男性のDV被害者がいることも踏まえ、**男性被害者に関する取組の広報も検討する必要**
- ✓ 将来的な加害者を生まないために、**若年層に対する予防施策**の推進が求められる。
- ✓ 医療関係者にも存在し得る、DVに関する固定観念（例：逃げられるのに何で逃げないのか、被害者にも非があるのではないかな等）を払拭するなど、**医療現場での早期発見に資するサポートが必要**

取組の方向性(案)

都民全体への幅広い啓発に加え、支援が必要な方へ着実に届くよう普及啓発を推進しつつ、実用性の高いマニュアルの作成・活用等により医療や福祉現場等での早期発見につなげていく必要

2 多様な相談体制の整備

現行計画における取組

- ・ 各種相談事業（電話相談、L I N E 相談、面接相談、外国人相談窓口等）

これまでの主な意見

- ✓ **高齢者間のDV**については、認知症への理解不足が原因で暴力が発生するケースがある。
- ✓ 在留資格の制約により公的福祉サービスを利用できない**外国籍の被害者が多く**、民間団体による支援が中心となっている。
- ✓ 女性相談支援員数は自治体によって大きな偏りがあり、**地域間格差の是正が求められる**。

取組の方向性(案)

複雑・多様化するDV相談に応じるため、相談員の対応力向上を図るとともに、都の配偶者暴力相談支援センターが中核となり、区市町村との連携や支援など、都全域の対応力を高める必要

3 安全な保護の体制の整備

現行計画における取組

- ・ 一時保護の実施
- ・ 配偶者暴力防止法やストーカー規制法等に基づく厳正な対応 等
- ・ 外国人被害者向け対応（委託通訳、運営費補助等）

これまでの主な意見

- ✓ 配偶者暴力防止法の改正により、精神的被害も保護命令の対象になったが、あまり発令されていない。**もっと保護命令を発令できるようにしてほしい。**
- ✓ 加害者には発達障害、パーソナリティ障害、依存症などの人も少なくない。**加害者を知る取組が必要**
- ✓ **加害者への対応は重要な視点であり、取組を強化すべき。**

取組の方向性(案)

被害者の特性に応じた支援を行うための一時保護体制の強化や、保護命令制度が活用されるよう周知を進めるとともに、加害者への対応の充実にも取り組む必要

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

現行計画における取組

- ・ 被害者自立支援講座
- ・ DV被害者回復のための子供広場
- ・ 都営住宅を活用した住宅確保支援 等

これまでの主な意見

- ✓ 一時的な支援では、低賃金で働くステップハウス入居者が次の生活段階に進むための準備をすることが困難であり、**継続的な支援が求められる。**
- ✓ 都として**支援情報のデータベースを整理**し、相談員による漏れのない支援や次の支援プログラムにつなげるような仕組みが望まれる。
- ✓ DV被害者の住居支援に関して、住宅セーフティネット制度などの活用促進のため、**制度の認知度向上を図る必要**
- ✓ 市と民間団体で、**建替え前のUR住宅を生活保護の基準で入居できるようにした**という事例があるが、このような好事例を**都全体に展開していくことが望まれる。**

取組の方向性(案)

被害者が相談から自立まで継続的に支援を受けられるよう、関係機関と連携しながら支援策を充実させるとともに、一時保護施設等の退所後の居住支援について適切に情報提供をしていく必要

5 関係機関・団体等の連携の推進

現行計画における取組

- ・ 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備支援
- ・ セーフティネット強化支援交付金事業
- ・ 配偶者暴力対策ネットワーク会議の運営
- ・ DV防止民間活動支援（助成事業・アドバイザー派遣）等

これまでの主な意見

- ✓ **被害が緊急かつ深刻な場合には、関係機関が連携して見守る体制を整えることで、当事者の安心につながる。**
- ✓ **支援者の教育を含めて、支援センター、警察、福祉事務所などが縦割りではなく横断的に連携しながら支援していくことが必要**
- ✓ **相談後に他機関を紹介する際、どのような場合にどこを紹介するかという基準を機関間で共有することで、支援の円滑化が期待できる。**
- ✓ **DV被害を受けて区外に転居する場合など、相談証明などを活用して他区のセーフティネットを利用できる仕組みがあると良い。**
- ✓ **自治体ごとに状況が異なる中で、広域自治体が基礎自治体をバックアップする体制が求められる。**
- ✓ **人材の育成の推進という以前に団体が少ないため、団体の育成についても推進していく必要**
- ✓ **人的・経済的な課題を抱える民間団体に対して、継続的な経済的支援が必要**

取組の方向性(案)

都と区市町村、民間団体による横断的な連携体制を強化していくとともに、多様なニーズに対応できるよう、専門的能力を有する民間団体の活動支援と環境整備を充実させる必要

6 人材育成の推進

現行計画における取組

- ・市町村・関係機関・民間団体職員向け講座・研修
- ・外国人相談対応人材の育成 等

これまでの主な意見

- ✓ 経済力を持ち不動産を共有するなど、逃げない選択をする被害者が増えており、一時保護に該当しないケースへの対応として、**支援者の育成や新しい支援方法の検討が必要**
- ✓ **民間団体の構成員の高齢化**が進んでおり、**新たな人材の育成が必要**
- ✓ 加害者には発達障害、パーソナリティ障害、依存症などの人も少なくない。**加害者を知る取組が必要**

取組の方向性(案)

被害者が安心して満足度の高い支援を受けることができるよう、民間団体や専門家を含め被害者の支援に当たる職務関係者の育成を進める必要

7 調査研究の推進

現行計画における取組

- ・ 配偶者暴力に関する実態調査
- ・ 加害者からの相談内容の分析
- ・ 国における加害者更生プログラムの試行実施に参加 等

これまでの主な意見

- ✓ 特段の意見はなし

取組の方向性(案)

都内における配偶者等暴力と被害者を取り巻く状況を把握・分析して関係者と共有し、被害者が真に必要な施策につなげていく必要